

寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ

あなたが国や地方公共団体（ふるさと納税など）、特定公益増進法人などに対し、2,000円を超える寄附をした場合には、寄附金控除の適用を受けることができます。

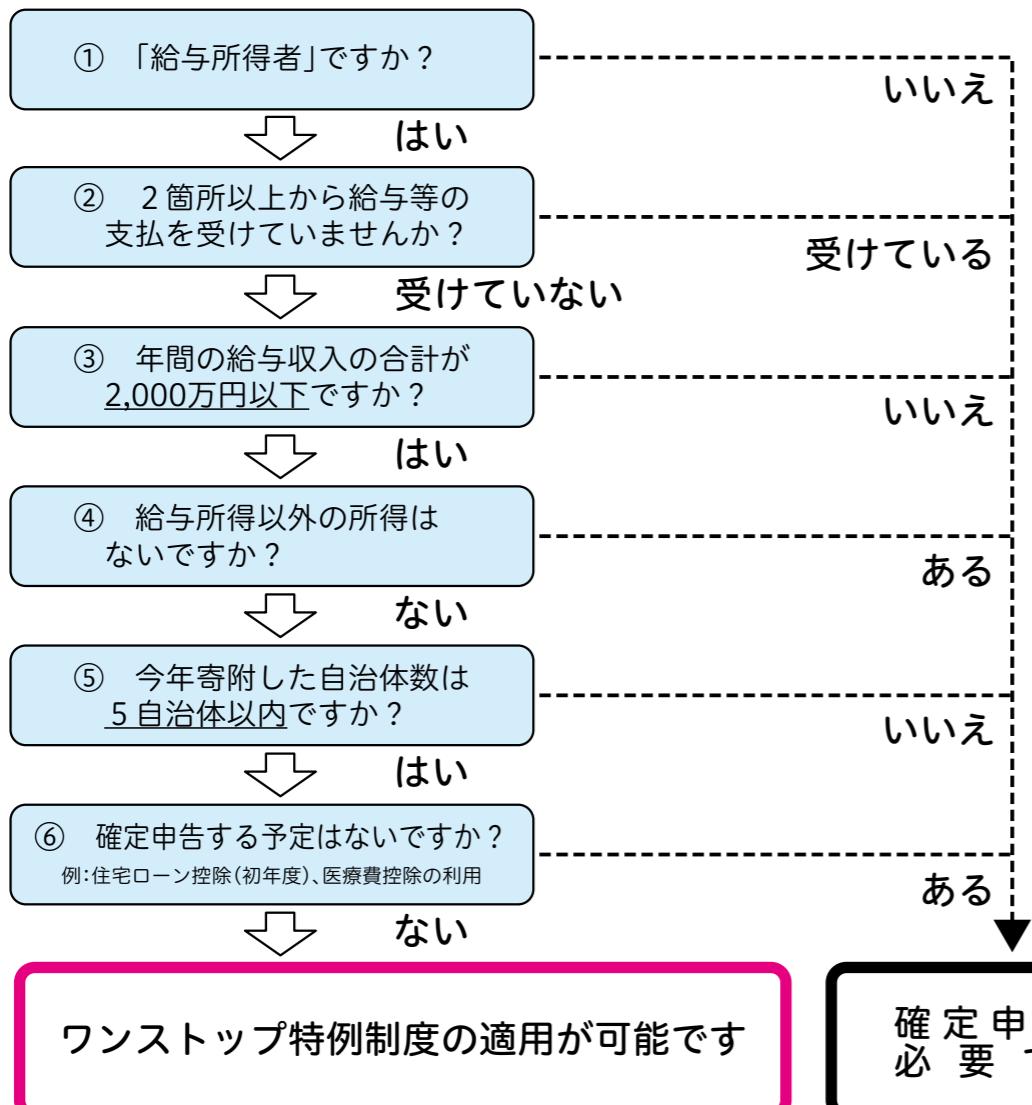
I ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行われた方は、原則として、所得税の確定申告は不要です（所得税の控除額も個人住民税から控除されます）。

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体に対する寄附金については、ふるさと納税の対象となりません（指定の有無については総務省のホームページをご確認ください）。

《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。



ふるさと納税の申告漏れにご注意ください !!

次の場合に該当する方は、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

- ① 所得税の確定申告書を提出する場合（医療費控除の適用を受けるために、確定申告をする場合など）
- ② ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

中（裏面）にスマートフォンで申告する場合の入力例が記載されています。

II 寄附金控除の対象となる寄附金について

- 1 国に対する寄附金
 - 2 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税など）
 - 3 指定寄附金（※2（Ⓐ））（※3）
 - 4 特定公益増進法人に対する寄附金
 - ① 独立行政法人（※2（Ⓐ））（※3）
 - ② 一定の要件を満たす地方独立行政法人
 - ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社
 - ④ 公益社団法人・公益財団法人（※2（Ⓐ））
 - ⑤ 私立学校法人で、学校、専修学校及び各種学校の設置を主たる目的とする法人（※2（Ⓐ））
 - ⑥ 社会福祉法人（※2（Ⓐ））
 - ⑦ 更生保護法人（※2（Ⓐ））
 - 5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭
 - 6 NPO 法人に対する寄附金
 - 都道府県知事・指定都市市長が認定した NPO 法人等（※2（Ⓑ））
(上記以外の NPO 法人は寄附金控除の対象となりません。)
 - 7 政治活動に関する寄附金
 - ① 政党（支部を含みます。）、政治資金団体（※2（Ⓒ））
 - ② 資金管理団体、その他の政治団体、一定の公職の候補者
 - 8 特定新規中小会社が発行した特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額
 - 9 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための措置として、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合（※2（Ⓐ））（※4）
- ※1 学校の入学に関するもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは、控除の対象なりません。
- ※2 これらの寄附金のうち、一定の要件を満たすものについては、所得控除に代えて税額控除を選択することができます。控除の種類（ⒶⒷⒸの別）及び添付書類については、Ⅲをご覧ください。
- ※3 国立大学法人、公立大学法人及び一定の独立行政法人の行う修学支援事業等に充てられる寄附金については、税額控除の適用の対象となります。
- ※4 令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間において放棄をしたものが対象となります。
- ※5 寄附金控除の対象となるかご不明な場合は、寄附先の団体等にご確認ください。

III 確定申告で寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除の適用を受けるためには、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税」といいます。）の確定申告書に次の書類を添付して、所轄税務署に提出する必要があります。

「所得控除」を適用する場合の添付書類

共通で必要な書類 (1~6)	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証（領収書）
Ⅱ 区 分 必 要 寄 に な 応 書 金 に じ て	4②、⑤
	5
	7
	※ 確定申告書を提出するまでに、「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて寄附金の受領証の写しを添付して確定申告をし、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。
9	・指定行事証明書の写し ・払戻請求権放棄証明書

※ Ⅱの8の寄附金について控除の適用を受ける場合は、一定の計算明細書や確認書等が必要になります。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

「税額控除」を適用する場合の添付書類

Ⓐ 公益社団法人等寄附金特別控除 (租税特別措置法第41条の18の3)	・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・一定の証明書等（寄附先の法人により異なります。）
Ⓑ 認定NPO法人等寄附金特別控除 (租税特別措置法第41条の18の2)	・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・認定NPO法人等から交付された一定の事項を証する書類
Ⓒ 政党等寄附金特別控除 (租税特別措置法第41条の18)	・政党等寄附金特別控除額の計算明細書 ・選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」

※ 税額控除を適用する場合の、各種「計算明細書」及び添付書類についての詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

「所得控除」又は「税額控除」のいずれかを選択し適用した場合には、その後の修正申告や更正の請求において、選択を変更することはできませんので、ご注意ください。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

スマートフォンで、年末調整済みの給与所得者がふるさと納税（寄附金控除）を申告する場合の入力例

STEP 1 作成前の確認事項

申告書の提出方式を確認します。

- ① マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り機能付のスマートフォンをお持ちの方は、**マイナンバーカード方式**

- ② ID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方は、**ID・パスワード方式**

- ③ 上記①及び②以外の方は、**書面提出**が選択できます。

以下では、**マイナンバーカード方式**の手順を示します。

STEP 2 作成コーナーにアクセス

下のQRコードを読み取り、「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」をタップします。



※ QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

STEP 3 申告内容に関する質問

表示される申告内容に関する質問に回答・選択します。回答・選択が完了したら「次へ」をタップします。

Q 検定申告をする年分は令和2年分ですか。
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 申告する収入を全て選択してください。
※ 申告する収入を選択後、「確定」ボタンを押してください。
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 納付金の種類
〔医療費控除〕 〔寄附金控除〕
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 提出方法を選択してください。
※ マイナンバーカード方式を選択した場合は、マイナポータルから各種証明書を得て、所得税の申告等に利用できます。
詳細は以下のリンクからご確認ください。
〔e-Tax (マイナンバーカード方式)〕 〔e-Tax (ID・パスワード方式)〕 〔書面〕
〔はい〕 〔いいえ〕

Q お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか。
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか。
〔はい〕 〔いいえ〕

〔確定〕

※ 「確定」ボタンを押した後でも、申告する収入を変更できます。その際は再度「確定」ボタンを押してください。

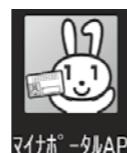
Q お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか。
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか。
〔はい〕 〔いいえ〕

STEP 4 アプリのインストール



又は



画面の案内のとおり、マイナポータルAPをインストールしてください。

STEP 5 マイナンバーカードの読み取り

iPhoneの方



Androidの方



マイナンバーカードの読み取りが完了したら、画面の案内のとおりに先に進めます。

STEP 6 源泉徴収票の入力

Q 以下のいずれかの控除を受けますか。
〔医療費控除〕 〔寄附金控除〕
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 医療費控除、寄附金控除の他に確定申告で追加する控除や年末調整の内容に変更はありますか。
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 提出方法を選択してください。
※ マイナンバーカード方式を選択した場合は、マイナポータルから各種証明書を得て、所得税の申告等に利用できます。
詳細は以下のリンクからご確認ください。
〔e-Tax (マイナンバーカード方式)〕 〔e-Tax (ID・パスワード方式)〕 〔書面〕
〔はい〕 〔いいえ〕

Q お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか。
〔はい〕 〔いいえ〕

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか。
〔はい〕 〔いいえ〕

〔次へ〕

所得金額調整控除額の記載
あり なし

支払者: 住所(居所)又は所在地
※ 28文字以内 (ビル名等略可)
○○市△△町X-X

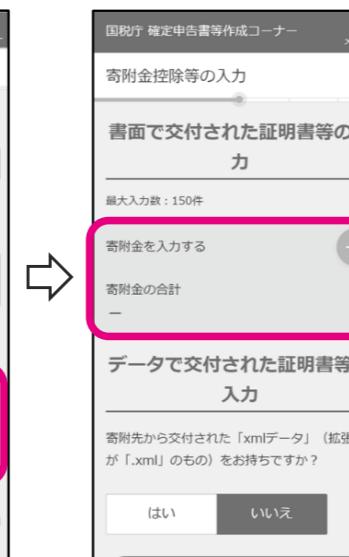
支払者: 氏名又は名称
※ 28文字以内
○○株式会社

〔次へ〕

画面の案内のとおり、源泉徴収票の内容を入力します。

STEP 7 寄附金控除の入力

画面の案内のとおり、寄附金控除の内容を入力します。



寄附金の入力
寄附金の種類
〔寄附金の種類の選択について〕

市区町村に対する寄附金 (ふるさと納税)

寄附先の都道府県
都道府県を選択してください

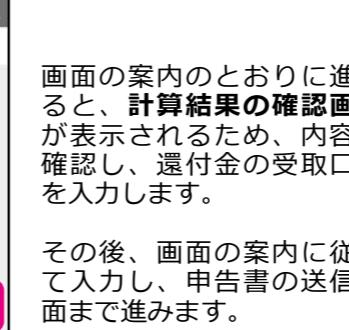
寄附先の市区町村
市区町村を選択してください

支出した寄附金の金額 (円)
支出した寄附金の金額 (円)

寄附先の所在地
※ 28文字以内
○○市△△町X-X

〔別の寄附先を入力する〕
〔同じ寄附先をもう1件入力する〕
〔入力内容の確認〕
〔戻る〕

STEP 8 計算結果の確認



画面の案内のとおりに進めると、計算結果の確認画面が表示されるため、内容を確認し、還付金の受取口座を入力します。

その後、画面の案内に従って入力し、申告書の送信画面まで進みます。

STEP 9 申告書の送信・受付結果の確認

画面の案内のとおりに申告書を送信し、受付結果の内容を確認します。



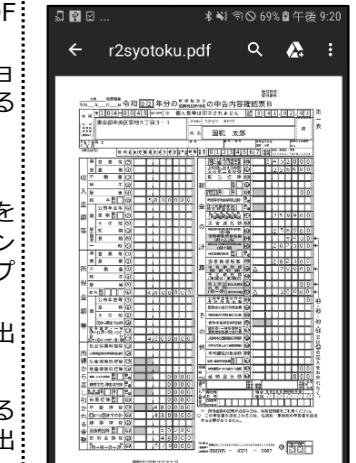
STEP 10 申告書データの保存等

iPhoneの方



画面下の「共有」ボタンから「ファイル」に保存をタップし、「iCloud Drive」などの保存先を選択するとPDFデータを保存できます。

Androidの方



以上で申告手続は終了です。

※画面は開発中のものですので実際の画面と異なる場合があります。